

■ 第一章 総則

第1条(名称)

本会の名称は(マザー会)とします。

第2条(所在地)

本会は、茅ヶ崎市美住町 2-10 マザーグースに所在します。

第3条(運営)

本会は、有限会社マザーグース(以下会社といいます)が、運営、管理します。

第4条(目的)

本会は、お母様の教育方針を、尊重しながら、お子様を安全にお世話をすることを目的とします。

■ 第2章 会員

第5条(会員資格)

所定の書類により会社に入会申込をし会社の承認を得た後会員となる資格を選られるものとします。

第6条(会員の特典)

会員は、原則として希望の時間と場所を指定して、マザーグースシッター派遣を予約することができるものとします。ご希望の時間帯に会員の自宅または会員 指定の場所に所属シッターを派遣して、お子様をお預かりいたします。会員特典として、各種パーティ、特別企画の割引等のご案内いたします。

第7条(会員資格有効期限)

会員資格は第5条の申し込み手続きが、完了した日から1ヶ年間有効としますが、期間満了に際して、年会費をお支払いいただくことにより更に1年延長することができるものとします。

第8条(会員資格譲渡の禁止)

会員資格の譲渡・貸与することはできません。

第9条(会員資格喪失)

会員は、次の場合に会員資格を喪失します。

- 1) 会員が脱会を申し出て会社が承認したとき。
- 2) 会員が除名されたとき。
- 3) 会員資格有効期間が満了したとき

第10条(会員除名)

会員が次の各事項の1つに該当するときは会社は当該会員を除名することができるものとします。

- 1) 本会その他規則に違反したとき。
- 2) 本会の名誉、信用を傷つけ、又は秩序を乱したとき。
- 3) 諸費用の支払いを怠り、催告して履行されないとき。
- 4) その他会社との信頼関係を壊して回復不能にしたとき。

■ 第3章 利用方法

第11条(利用方法)

1) 利用は全て予約制です。希望日の2日前迄に、お電話でご希望の日時をご連絡ください。なお、シッターへの直接の依頼はお断りします。

電話予約受付時間 月曜から土曜 9:00~19:00

、休日、祝日は、留守番電話及びファックスにて、24時間受け付けます。

2) ご利用は、2時間以上その後1時間単位で受け付けます。ただし、チャイルドケアルームについては、2時間以上30分単位で受け付けます。

3) 定期的なご利用を希望される場合や、早朝、深夜のご利用の場合はご相談ください。

4) お子様がお病気の場合は、ご依頼をお断りすることがあります。

5) シッターは、大切なお子様をお預かりしています。したがって、安全上、家事労働などは、お受けいたしません。(但し産前、産後ケアに関してはその限りではない)

6) 健康なお子様でも熱を出したり体調が急変することもあります。万一の応急処理はシッターに一任してください。医師の診察が必要な場合は、シッターよりご連絡いたします。

- 7) 早朝、夜間(22:00～6:00)にかかる場合、又は交通の便が悪い場合、最寄りの駅までタクシーを利用させていただきますのでご了承ください。
- 8) 往復時間が2時間以上の場合通期手当として、半時間料金を頂戴する場合がございますのでご了承ください。

第12条(保育上の特記事項の連絡)

シッターを利用するに際し、保育上、下記に該当する特記事項がある場合はあらかじめ本会に連絡していただくものとします。

- 1) 授乳、離乳食、食事等に関すること。
- 2) おしめ、紙おむつ、排便等に関すること。
- 3) 室内ゲーム、散歩等、遊びに関すること。

■ 第4章 利用料金

第13条

料金はお子様1人につき次の通りとします。

- 1) 入会金 10,500円(1家庭) 年会費 5,250円(1名様 保険料含む)
- 2) シッター派遣料金(シッター1名当たり)

通常時間	9:00～18:00	1時間当たり 1,575円
		1時間当たり 1,575円
夜間	18:00～22:00	1時間当たり 1,890円
早朝	6:00～ 9:00	1時間当たり 1,890円
深夜	22:00～ 6:00	1時間当たり 2,310円
- 3) 休祭日、5月連休、お正月は、上記の料金に525円加算されます。
* 但し、予約時間は2時間以上とさせていただきます。上記派遣料に、往復交通費、消費が、加算されます。

第14条(兄弟姉妹割引)

お子様が2人以上の場合、次のとおり兄弟姉妹割引を受けることができます。

- 1) 年会費お子様1人目は5,250円とします。2人目から半額になります。
- 2) シッター派遣料金2人目以降の各お子様につき前条(2)、(3)号の料金の50%割引引きとします(但し、最初の1人分料金についての割引はありません)。

第 15 条(時間計算)

料金計算の基礎となる時間はお子様をお預かりしてからお返りするまでの時間の合計としますが、その計算は下記によるものとします。

- 1) 1 時間を 1 単位として、1 時間未満の時間は 1 時間に切り上げます。
(したがって、1 時間当たりの料金が基本料金になります。)

第 16 条(支払方法)

シッター派遣料、その他実費及び交通費、消費税等は、お子様をお返りする際、前記により計算される料金を精算していただきます。

第 17 条(キャンセル料)

会員のご都合により、シッター派遣が当日(前日の 18:00 以降を含むものとします)または前日(前々日の 18:00 以降を含むものとします)になってキャンセルされた場合のキャンセル料は、以下の通りとします。

- 1) 当日キャンセルの場合予約時間に相当する料金の全額をキャンセル料として申し受けます。
- 2) 前日キャンセルの場合予約時間に相当する料金の半額をキャンセル料として申し受けます。
- 3) 派遣シッターがすでに立て替えて負担した交通費がある場合、(例えばシッターにキャンセルの連絡がとれなかったとき)その実費全額を申し受けます。

第 18 条(入会金及び年会費の取扱)

一旦納入された、入会金及び年会費はいかなる理由でもお返ししません。

■ 第 5 章 その他

第 19 条(園児賠償保険)

会社は事故の発生を未然に防止するため、善良な管理者の注意をもってお子様をお預かりいたしますが、さらに万一の場合に備えて園児賠償保険に加入しています。

第 20 条(会則の改定)

会社は必要と認めた場合、本会則および規則の改定を行うことができます。この場合、改定内容はすべての会員に適用されるものとします。

第 21 条

平成 6 年 7 月 1 日より厚生省認可 全国ベビーシッター協会正会員認定。

付則

この会則は平成 6 年 2 月 4 日より適用します。